

## 宇部市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

## (設置の目的)

第1条 地域において、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、宇部市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 協議会は、別表1に定める関係機関等の役職員で組織し、市長が委嘱する。

## (役員)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は協議会を総括し、協議会を代表する。
- 3 協議会は会長が招集し、その議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

## (協議会の活動等)

第4条 協議会は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項の協議等を実施する。

- (1) 関係機関等が対応した事案や、複数の機関等によって解決を図る事案の共有
- (2) 障害者差別の解消に資する取組の共有と分析
- (3) 障害者差別にかかる紛争解決の後押し
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の周知や障害特性の理解のための啓発
- (5) その他、協議会の目的達成に必要な活動

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 現に委員である者の異動等に伴い、又は増員により委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

## (会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、年2回程度の開催とする。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、宇部市健康福祉部障害福祉課において行うものとする。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

## 付則

この要綱は、平成28年1月26日から施行する。

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

別表 1

学識経験者	宇部フロンティア大学
医療機関	宇部市医師会
法律機関	山口県弁護士会宇部支部
人権・権利擁護関係	宇部人権擁護委員協議会
	宇部市社会福祉協議会
障害者当事者団体	障害者関連団体から 3 団体程度選出
労働・雇用	ハローワーク宇部
事業者団体	宇部商工会議所
	宇部観光コンベンション協会
警 察	宇部警察署
交通機関	宇部市交通局
地域関係	宇部市民生児童委員協議会
	宇部市自治会連合会
市の機関	市の機関（教育委員会を含む。）から 2 課程度選出